

令和2年第3回邑楽町議会定例会議事日程第4号

令和2年9月17日（木曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 認定第1号 令和元年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第2号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第3号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第4号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第5号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第6号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（14名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 島田時男  | 議員 | 2番  | 佐藤富代 | 議員 |
| 3番  | 小久保隆光 | 議員 | 4番  | 黒田重利 | 議員 |
| 5番  | 大賀孝訓  | 議員 | 6番  | 瀬山登  | 議員 |
| 7番  | 松島茂喜  | 議員 | 8番  | 塩井早苗 | 議員 |
| 9番  | 原義裕   | 議員 | 10番 | 松村潤  | 議員 |
| 11番 | 神谷長平  | 議員 | 12番 | 小沢泰治 | 議員 |
| 13番 | 大野貞夫  | 議員 | 14番 | 小島幸典 | 議員 |

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 金子正一 | 町長                       |
| 半田康幸 | 副町長                      |
| 藤江利久 | 教育長                      |
| 関口春彦 | 総務課長                     |
| 橋本光規 | 企画課長                     |
| 横山淳一 | 税務課長                     |
| 松崎嘉雄 | 住民課長                     |
| 山口哲也 | 安全安心課長                   |
| 橋本恵子 | 健康福祉課長                   |
| 久保田裕 | 子ども支援課長                  |
| 吉田享史 | 農業振興課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 |
| 小林隆  | 商工振興課長                   |
| 齊藤順一 | 都市建設課長                   |
| 築比地昭 | 会計管理者<br>兼会計課長           |
| 中繁正浩 | 学校教育課長                   |
| 田中敏明 | 生涯学習課長                   |
| 高澤透  | 監査委員                     |

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 石 | 原 | 光 | 浩 | 事 | 務 | 局 | 長 |
| 内 | 田 | 知 | 栄 | 書 |   |   | 記 |

---

◎開議の宣告

○神谷長平議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

[午前10時00分 開議]

---

◎発言の訂正

○神谷長平議長 日程に入る前に、半田副町長から発言の申し出がありましたので、許可します。

半田副町長。

○半田康幸副町長 発言の訂正をさせていただきます。

去る9月10日、一般質問におきまして、松島議員から中央公民館の引渡し期日についてのお尋ねがあり、その際、平成30年6月1日とお答えをいたしました。これは私の記憶違いによる誤りであり、正しくは平成30年5月11日でございました。おわびして訂正をさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

---

◎日程第1 認定第1号 令和元年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

○神谷長平議長 日程第1、認定第1号 令和元年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより逐条質疑に入ります。

まず、一般会計の歳入全款について質疑を行います。

決算書では71ページまでです。

質疑ありませんか。

松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 決算書の55ページですけれども、ふるさと納税寄附金についてなのですが、令和元年度の寄附実績として、ここに1,060万2,000円ということ載っているわけなのですが、この金額は前年度に比べまして900万円以上増えたことになっております。各地域が高額な返礼品がある中で邑楽町を選び、応援していただきましたことに対しては大変喜ばしいことであり、その増えた要因について、どのようなことがあったのかお伺いいたします。

○神谷長平議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、議員がおっしゃられましたように1年間で約900万円ほど増加いたしました。その理由といたしましては、まず平成31年4月よりふるさと納税のポータルサイト、ホームページ等で募集するところを、わが町ふるさと納税に加えまして、一番大きい大手のふるさと

とチョイスからも申込みができることにしたことによりまして、ホームページ等で邑楽町のふるさと納税のサイトを見る方が増えたということが考えられます。また、平成30年度より順次、返礼品の内容や寄附の方法等も見直しまして、今まで1つでした返礼品を寄附額によって選べるようにいたしました。現在町内の事業者等に協力を得まして、今のところ10事業者から59品目を選べるような形になっております。このような要因が増加の一番大きなものというふうに考えております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 いろいろ努力されて増えたということでありまして、この寄附金はふるさと振興基金に積み立てられていくと。そこからまちづくりに使用することになっているということでありまして、ではこの基金の目標額があるのか、また目標額を達成したときはどのような事業に予算立てをしていくのか、具体的な使い道について教えてください。

○神谷長平議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 お答えします。

現在この基金については、特定の事業に目標額を定めて募集して事業を実施するという形を取っておりません。そういうことで、目標額というのは現在のところなく、集まった寄附を議員がおっしゃいましたように一度ふるさと振興基金に積み立てて、翌年度以降、寄附の趣旨に沿った形で使用しているというのが現状でございます。現在、各ふるさと納税等の中では具体的な事業を掲げて、ふるさと納税によってその目標額が達成した場合にその事業を行うというような、いわゆるクラウドファンディングのような形での展開もされています。そのようなことも、ふるさと納税のより一層の活用という中で必要があれば検討していきたいというふうに考えております。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 ありがとうございます。

ホームページには6つの事業が載っておりますが、その中で寄附に当たりまして、こういうところに応援したいと、希望が多いのはどういう事業なのか教えてください。

○神谷長平議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

ふるさと納税を申し込むときに、6項目の使い道についてのアンケートというか、選択がございまして、それについて件数の多い順に内容をちょっとご説明したいと思います。まず、一番多いのが安心して子どもを産み育てられるまちづくり、これが109件ございました。次に、地域で支え合う健康と福祉のまちづくり、これは97件になっています。特に具体的な内容を定めずまちづくりに使ってもらいたいという方が75件、次が子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまちづくり56件、次が災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまちづくり26件、最後になりますが、町民の学ぶ意欲と創造力を育むまちづくり7件となっております。

以上です。

○神谷長平議長 松村潤議員。

○10番 松村 潤議員 安心して子どもを産み育てられるまちづくりというのが一番多かった、109件とありましたけれども、やはりこれは安心して子供が育てられる、これは若い人もそうですけれども、高齢者にとってもこの事業が一番かなと私も思っています。ぜひこういった子育て支援の充実をお願いしたいと思います。

また、この返礼品が豪華ではなくても、工夫次第で共感を得る方法はあると思いますので、全国から寄附をいただけるように情報発信をよろしくお願いいたしまして、終わります。

○神谷長平議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 次に、歳出の第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費について質疑を行います。

決算書では72ページから165ページまでとなります。

質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 決算書の93ページです。備考欄の一番下、白丸、広域公共バス整備事業について、所管ですので、町長のお考えをいただきたいと思います。この事業については、平成14年に南コース、平成17年には太田線ということで、今2路線走っているわけです。今度の決算の金額とすると、約2,160万円という金額が計上されておりますが、過去3年間を見てもだんだん増えてはきている。人件費等あるいは車両等の整備とか、いろんな点でお金は当然増えてくるわけですが、平成29年度で1,290万円、平成30年度で1,624万円、約です。今回が2,160万円というふうになっています。もちろんこれは当然足の確保という中で始められた事業でありますけれども、実際に今日まで運営をされていく中で、この実績といいますか、評価といいますか、この辺の考え方は町長はどのような感想を持っておられるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 一つには昨年に比較して約500万円ほど増えているというのは、車両の購入といいますか、車両が大変老朽化してきましたので、その購入費用があるということでもあります。

それから、全体的にこの公共交通についてどういう考え方かということにつきましては、大変利用されている方も多いわけでもありまして、そういうことを考えますと一定の成果、効果というのはあるのだろうというふうに思いますが、しかし費用対効果ということも十分考えた上で、これからもこの公共交通進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、担当のほうで公共交通のシステムについては鋭意今研究をしておるところでもありまして、より一層この公共交通

が有効に町民の皆さんに活用できるような努力はしていきたいと、こんなふうに思っております。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 鋭意これから考えていくということではありますが、喫緊の問題とすればいわゆる2025年問題というふうに言われておりますけれども、高齢化社会ますますこれから進んでいくと。それから、同時に障害者あるいは子供たちの足の確保ということを考えてみた場合には、公共交通機関というのがなかなかこの地域においては十分きめ細かいことというのはないわけです。車社会ですから、非常に自家用車が増えております。そこからどうしてもなかなかそれに漏れてしまう、今言った高齢者の問題とか、こういうことを考えてみた場合には、今具体的にいろんなことが県内においても、例えば都市圏においては高崎市とか前橋市とか、それから山間地域、こういうところ、具体的に言いますとデマンドバスとかデマンドタクシーとかいうような、非常にきめ細かい運行を試行錯誤しながらやっておる自治体が大分増えてきております。近隣では明和町でも、今試験走行という形で始めたという話を伺っております。そういう点では、やはりこの邑楽町でも考えておられるということですので、具体的な行動がやっぱり必要になってくるというふうに思います。その辺を、町長の考え方を最後にお伺いして終わりにしたいと思えます。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほど鋭意検討しているということを申し上げましたけれども、現在は昨年度から館林都市圏を構成する1市4町の中で、地域公共交通網形成計画ということ策定に取り組んでいるところでもあります。今デマンドバスあるいは福祉、高齢者の皆さんへの配慮を持った計画も必要ではないかというお尋ねであります。その策定の中では具体的に邑楽町、ご意見のように2路線ありますので、それらを統合するのがよろしいのか、あるいはその路線の改正をして、もっと効率的なバスの運用というのがいいのか、そういうことを考えますと、当然一定の時間の中で周遊をするということが必要になってきますので、そういう中で具体的には今策定中にはありますけれども、今福祉タクシーが年間約800万円ほどの支出がありますので、それらを兼ね備えた中で、公共交通と併せてデマンド的なことがよろしいのか、福祉タクシーのエリアをもう少し広げたほうがいいのかというのは具体的に研究をして煮詰まっているところでもありますので、これが具体的にになりましたら、また議員の皆さん方にお示しをして、そしてこの輸送手段の連携を図っていききたいというふうに思っております。

すなわち地域公共交通網の計画を、もっとより具体的に、町民の皆さんが使い勝手がいいように取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、高齢者の皆さん、福祉の必要な皆さん方も十分有効に活用ができるように考えていきたいと、こんなふうに思っております。

○神谷長平議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 次に、第4款衛生費、第5款労働費、第6款農林水産業費について質疑を行います。  
決算書では164ページから203ページまでとなります。

質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 決算書のほうで199ページ、行政実績報告書ですと91ページになります。6款1項、それから5目の農業振興地域整備費の中の青年就農者営農支援交付金についてお伺いをしたいと思います。この事業を行うために、当然町のほうではその条例要綱、それから規則、要領、そういったものが取り決められておられると思うのですが、ちょっと私もどんな交付内容になっているのか調べてみたところ、ネット上にも、それから紙ベースでもこの件に関してのそういった条例規則、それから要綱、要領、そういったものが掲載されておりました。実は、昨日の段階で担当の課長のほうに私もちょっと電話をさせていただいて、その点を確認したのですが、要綱自体は存在をしてあるのですけれども、それがそこに公表されていない、ホームページ上にもない、また紙ベースでもないということになっておりました。そうしますと、その内容につきまして私どももちろん把握することもできませんし、この交付を受けようとした方々もそれを閲覧することができないという状況になっているわけでありまして。どうしてこういった状況になってしまったのか、その理由をお伺いをしたいと思います。

それから、この事業に関しては、私は所管のときにも質疑をさせていただいた経過もあったのですけれども、たしか5年以上就農している、年齢制限はたしかあったと思いますが、そういった農業就農者の方に1回限り20万円を支給しているということなのですが、その目的がこの行政実績報告書にも記載されておりますとおり、営農を継続するための費用の補助ということでありまして。営農を継続するための費用として支出をしているのであれば、実際にこの交付金はその目的のために使用されたのかどうかというところまでの検証とか、その交付要綱の中にもそういったものは織り込むべきだと。そうでなければ、ただ単に5年以上続けていただいた方に、言葉は悪いですが、お小遣い的な交付となってしまう、それではよろしくないのではないかとというような質疑をさせていただいた経過もありました。そのことで私も調べようとしたところ、その要綱自体がないということなので、先ほど言いましたが、その理由と、それから今私が申し上げたような実際に支給された20万円という金額が、ここに記載されておりますように営農を継続するための費用として使われているかどうかを確認するための交付要綱となっているのか、その点についてまずはお伺いをしたいと思います。

○神谷長平議長 吉田農業振興課長。

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

邑楽町青年就農者営農支援交付金交付要綱につきましては、平成26年2月24日に決裁をいただき、



平成26年4月1日に告示をしております。この交付要綱が例規集から漏れた理由につきましては、当時行政係への掲載手続を失念してしまったことによるものです。誠に申し訳ありませんでした。今後適正に対応したいと思っております。

それと、もう一点なのですけれども、こちらの交付金につきましては、特に用途を定めておりません。町として新規就農者の営農継続を支援することを目的とし、5年間就農したことが実績と捉え、今後の営農意欲の継続、また向上の一助にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今課長が答弁されたとおりなのかなと思いましたが、ほかにも恐らくこういった要綱、特に要綱につきましては、それを公表するか否か、その判断も基準もなかなか多分ないのかなと。職員レベルでの判断でどうするかということを取り決めている部分もあるかもしれませんが、やはり基本的には取り決めていただいた内規的なものであったとしても、それをやはり町民の方に多く公表すると、これは当然のことだというふうには私は理解をしておるのですが、今後の改善策も含めて、その対応の仕方について町長もしくは副町長どちらでも結構ですけれども、お伺いをしたいと思います。

○神谷長平議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 議員お尋ねのように、ほかにも同様のケースがあるのではないかということについては、そのとおりのかなというふうには考えております。この機会に改めて各課で行っている事業等をきちんと調べた上で、また対応についてはその結果を踏まえて、必要があるものについてはきちんと掲載をしていくという手続を取ってまいりたいと思います。

これまで例規集に載せてきた基準ということでございますけれども、最低限町民に何らかの義務を課すような場合、これは間違いなく掲載をする必要があるだろうと。その義務というのも難しい話ではなくて、例えば申請書の書式であるとか、必要な添付書類であるとか、そういった部分で町民の皆さんにご不便をおかけしないように掲載をしていくということは必ずしていくべきだろうということが1つ。それから、広く町民に周知することで効果を発揮するようなもの、例えば今回の新規就農者の支援金についてもこれは同様かと思っておりますけれども、そういう制度があることを知って初めて応募をしてくるというようなものについては掲載をしていくということが基本的な考え方でございます。一方、役場の内部の事務手続、町民の皆さんに直接関係のない内部の手続を定めたものについては、内容によっては掲載しないというような場合もございました。今回の件については、先ほども申し上げましたが、本来であれば例規集に掲載すべきものだというふうには考えております。大変申し訳なく感じているところでございます。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 対象者の方が町民の方だということで、当然今副町長おっしゃられたように、

この要綱につきましては当然ホームページ上、それから紙ベースでもしっかりと公表しなければならなかったことだというふうに私も理解をいたしております。ぜひその辺は改善をしていただきたいということでもあります。

そして、最後になりますが、先ほども触れましたけれども、この要綱が、この支援金の目的が営農を継続するための費用ということを出しているのであれば、営農を継続するための費用としてしっかり使われたかどうかを申請していただくなり、そういったことを義務づけていく必要性は私は感じているのです。でないと、先ほども申し上げましたように、ただ交付金を出して、自由に使えるお金ということですから、実際に営農を継続していくため以外の目的で使われていることもありますので、そういったことですと交付金を出している意味もなくなってしまうというふうに思われますので、ぜひその要綱の改正も含めて検討していただく必要性が私はあるのではないかなと思います。

これは余談になりますが、同じような交付金の種類は農業関係、特に若手の農業者ですからこういった交付金を創設したのでしょうかけれども、商工関係にはないということでもあります。産業によってはあるところ、ないところ、そういうところがあるということ自体も少し不公平感もあるのかなというふうに感じております。併せてその点、2点について町長の最後の見解をお伺いをして終わりにしたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 使用目的の検証が必要ではないかというお尋ねですけれども、交付要綱の中では申請する時点で、当然のことなのですけれども、農業委員会の発行する耕作証明ですとか、あるいは就農計画について具体的に記載をしてほしいというような、何点かの申請する段階でその要件を満たしているかどうかということ審査しているという経過があるわけですが、当然その後、申請をして交付金を受けた後の段階でどうなのかということについては、これは議員が言われますように交付しただけでなくて、その後の現状もきちっと把握すべきではないかということは、私はそのとおりだと思いますが、就農するということは意欲を持って就農していただくということでもありますので、具体的にそこまで調査はしてあるかどうかちょっと確認はしておりませんが、そういった体制は必要だというふうに思っております。

それから、農業関係についてはそういった交付要綱があるが、商工関係についてはどうかということでのお尋ねですが、確かに商工振興の関係も後継者の不足ということも言われて久しいわけでもありますので、商工業を行っていく上で若い方の後継者が育つということを考えれば、片方だけにそういったことがあって、片方にないということは公平感をちょっと保てないということがありますので、これは担当のほうにも十分調査をしていただいて十分研究していきたいと、このように思います。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 このコロナ禍で非常に商工業者は大きなダメージを受けているということは、皆さんこれはご承知のとおりかと思えます。そういう中でも何とか起業して生活を立て直そうという方々も、もちろん意欲のある方々もいらっしゃいます。そういう方々のやはり気持ちを酌めば、今町長おっしゃられたように農業関係だけではなくて、やはりそういった商工業関係の方の中でもそういう意欲を持った方はいっぱいいらっしゃいますので、もうそういう方々が少しでも起業のしやすい環境づくり、また継続して同じように、これは5年ですが、何年でも結構だと思うのですけれども、継続してこの町で事業を行っていただいている方は、やはり相当町に対しては貢献しているということですので、そういった方々の心もぜひ酌んでいただいて、早急に創設を願いたいというふうに思います。

以上です。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 次に、第7款商工費、第8款土木費、第9款消防費について質疑を行います。

決算書では202ページから233ページまでとなります。

質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 決算書では229ページから231ページにかかるところ、行政実績報告書では107ページになります。町営住宅計画策定委託料の関係でございますが、町営住宅はご承知のとおり石打町営住宅を除いて埴堀町営住宅ともう一か所、大黒第二町営住宅、この2か所は非常に老朽化が進んでいるということで、行政実績書を御覧いただければ分かるのとおり、この補修と修繕合計で474万415円かかっているということです。平成30年度と比較いたしましたら、ほぼ倍増という形になっているのかなと思います。そこで、町のほうもこの町営住宅のこれからの計画を策定するべく業者に委託をしたということで、この委託料が236万5,000円計上されておるわけですが、この業務委託された内容とその結果が出ていると思いますので、その点についてちょっと簡略的で結構ですが、ご説明をいただきたいと思います。

○神谷長平議長 齊藤都市建設課長。

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

当初計画の期間満了に伴い、改訂を行わせていただきました。計画は、住宅セーフティネットの役割を果たし、将来にわたって安全で安心な住宅を確保するために邑楽町公共施設等総合管理計画との整合を図り、国土交通省において平成28年8月に改訂した公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき現行の計画を見直し、定期的な点検等の確実な実施やその結果を踏まえた早期の修繕の実

施等による予防、保全的管理の実施、長寿命化に資する改善事業などを計画的に実施し、ライフサイクルコストを縮減することを目的として改訂いたしました。

計画の具体的な内容でございますが、大黒第二町営住宅に埴堀町営住宅の分を集約統合して建て替え行い、集約建て替えした埴堀町営住宅は用途廃止する計画となっております。埴堀町営住宅の借地に建てられた住宅及び大黒第二町営住宅の木造一戸建て住宅と一部の簡易耐火造長屋建て住宅を用途廃止し、大黒第二町営住宅に集約統合して町営住宅を建築する計画となっております。そして、埴堀町営住宅の借地は契約期間が終了するまでに返還する計画となっております。石打町営住宅については、定期点検に基づいた維持管理と計画修繕を行っていく計画でございます。また、計画に記載された事業実施予定は適宜見直し、前倒して早めに実施したほうがよい場合は早めに事業を実施していきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 この町営住宅に関しましては、同僚の議員のほうからも何度も一般質問をされたりですとか、長年の懸案事項でもありました。特に埴堀町営住宅に関しては、借地料が年間約300万円かかっているということで、これもなぜか10年契約ということだったと思います。半分ぐらい終わったのかなと、残り5年ぐらい残っているのかなという状況かなと思いますが、今課長の答弁をお伺いをいたしまして、一つ安心をしたところもあります。ぜひ大黒第二町営住宅のところに集約するというのでありますので、その計画も大体今の話ですと5年間猶予があるということですから、その中で間違いのないように進めていただきたいというふうに思います。

この件に関しては終わりますが、もう一点、決算書では233ページ、それから行政実績報告書では84ページになりますが、災害対策事業の関連です。私もこの災害対策については、一般質問させていただいた経過がありました。地域防災計画に基づいた、もちろんその災害対策を町でも進めているということだと思えるのですけれども、この防災倉庫の数が足りないのではないかという私のほうも一般質問で訴えさせていただきましたが、ようやく実績として2か所新設されたということですので。邑楽中学校と、それから町民体育館ということです。防災倉庫が新設され、その防災倉庫の数は増えたということで、これはよろしいのですが、その上に書いてあります備蓄品の購入、これについては若干金額が平成30年度と比較すると下がっているということです。非常用排便収納袋が、これが5ケースとなっておりますが、平成30年度は15ケース、10ケース余り減少しているということです。防災倉庫は増えたけれども、やはりその備蓄品の数が逆に減っているということでありまして、この地域防災計画の中で想定している被災者の数が人口の約3分の1、9,000人ということでありましたので、なかなかその数字を賄うだけの備蓄品が果たして備えられているかどうかというところに当然疑問が湧いてくるわけでありまして、確認したいのは現在の備蓄品の状況がどのようになっているのか。また、今後の計画として、今申し上げたように地域防災計画にうたわれて

いる被災者の数を十二分に賄える数までにどういった計画をこれから進めていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○神谷長平議長 山口安全安心課長。

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

防災備蓄品の備蓄状況でございますが、食料につきましてはアルファ米9,550食、ビスコ3,540食、飲料につきましては水500ミリリットル7,584本、毛布につきましては4,883枚、それと携帯用のトイレでございますが、9,000回分の備蓄がございます。今後は、毎年倉庫内を確認しながら分散備蓄に努めていきます。今年度もアルファ米を1,950食、水につきましては1,896本、ビスコは720個を契約済みでございます。10月末の納品予定となっております。

また、期限が近づいた備蓄品につきましては、各行政区の防災訓練や各種団体での会議等に配布し、備蓄するように啓発を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今現在ある数量については分かりました。今後の計画についても、もう少し説明をいただきたかったのですが、町長、今の現在の数字ですが、今課長が申し上げたのが、果たしてこれで十分な状況なのかどうなのか、その点は地域防災計画の審議会の委員長であります、会長であります町長ですので、町長のまずその見解をお伺いをしてみたいと思います。

私が受けた感じでは、まだまだ足りない状況なのかなと。アルファ米が9,550食ということは、地域防災計画にうたわれている9,000人ですから、1人1食ということで終わってしまうということです。それで果たして十分なのかと問われれば、当然十分ではないと私は思いますし、昨今台風も巨大化しております。また、地震も多発しているという状況の中で、いつ災害にこの地域でも見舞われても、これはおかしくない状況があると思いますので、そういった状況も踏まえた中で町長の答弁をいただきたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 今課長のほうでお答えさせていただきましたのは、いわゆる地域防災計画に基づいた中での備蓄ということですが、当然議員が指摘されますように、この備蓄で十分であるというふうに私も認識はしておりません。しかし、一時的なこととはいえ、やはり災害が発生した場合に対応していかなければならないということは申し上げるまでもないわけですが、そこでやはり緊急事態が発生した場合にこの備蓄品の利用と相まって、いわゆる協力、共助といいますか、昔からいろいろあった場合、お互いに助け合っていこうというような精神ですが、こういったことも私は大事だというふうに思っておりまして、具体的に炊き出しですとか、あるいは必要な衣料品の調達だとかということは、ある意味ではお互いに協力をしていただいて、そしてその場をクリアしていくということも大切なことだというふうに思っておりまして、これは今後の問題として、そうい

うことをお願いするという情勢も考えていかなければなりませんし、また備蓄についても十分とは言えませんが、一時的にそれが何とか使っていただけるというふうな環境は整えていかななくてはならないと思っておりますので、今後この問題についてはまだまだ不足しているものもあると思います。

食料についてはそういうことですが、あるいはブルーシートの問題ですとか、あるいは毛布の問題だとかというのは、まだそういう点では不足しているなというふうに思っておりますので、今後十分それらも備蓄をしていくように努めていきたいと、このように思います。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 この地域防災計画の基本理念といたしているのが、自助、共助、公助、このバランスがやはり私は取れて、初めて強靱な防災計画になるのではないかなと思っております。特に共助の部分は、先ほどから指摘をさせていただいているとおり、やはりこの備蓄品につきましては町長おっしゃられたとおり、まだまだ脆弱な状況であると思っております。物品の数にしても、例えば隣町の大泉町のように河川に面している地域では、やはり災害に対する危機感が強いということもあるのでしょう。ガスコンロ、いわゆるホームセンターなどで売っているどこにでも持ち運びができるような、そういったガスコンロをかなりの数、大泉町などでは備えているという状況です。先ほども協力して炊き出しというようなお話もありましたが、なかなかオール電化の今家庭も増えていたりする状況の中で電気が止まってしまうと、やはりガスに頼らざるを得ないということ。それで、また外で使用ができるという、そういった利点もあるわけですので、そういったものの備蓄も増やしていただく必要性はあるのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、災害が起きてから考えるのでは遅いということですので、早急にやはり計画に基づいた備蓄品の数を備えていただく、その計画に沿った施策を少しでも前に進めていただくということを切にお願いをいたしまして、終わりにしたいと思います。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 次に、第10款教育費、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。

決算書では232ページから325ページまでとなります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野貞夫議員。

〔13番 大野貞夫議員登壇〕

○13番 大野貞夫議員 認定第1号 令和元年度呂楽町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

我が国のGDP（国内総生産）は、年率換算で28.1%も落ち込みました。これは、新型コロナウイルス感染症による影響もありますが、重要なことは三、四半期連続マイナスであったことです。つまりコロナ以前の昨年10月から12月期にマイナス、今年1月、3月期もマイナス、まだ新型コロナウイルスの影響が出ていないときからマイナスです。なぜか。最大の不公平税制、消費税10%の結果です。政府は、アベノミクスの成果を盛んに宣伝しますが、現実には国民の実質賃金の低下、GDPの6割を占める内需と家計に打撃を与えました。

今年度の呂楽町決算に占める消費税は、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、計15億2,509万8,505円に対して1億3,864万5,319円です。また、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の滞納額は合わせて2億5,541万9,378円です。これに対するの不納欠損額は1,347万2,451円です。これら格差社会の中における非正規労働者や低所得者層、また高齢化による病気や独り住まいのお年寄りなど、本来最も社会保障の恩恵にあずかるべき層のところに光が当てられていないからです。自治体は、こういうところにこそ光を与えるべきです。

自己責任というご意見もありますが、今日の状況は社会の構造的な問題に起因していると言わなければなりません。限られた予算の中で町政を執行していかなければならないのは十分承知していますが、それでも今決算年度末の財政調整基金の繰入れは2億5,000万円を計上、現有財政調整基金は21億2,434万2,000円となっています。これらを今後、町民の命と暮らしを守るために有効に活用されることを要望して討論といたします。

○神谷長平議長 ほかに討論ありませんか。

大賀孝訓議員。

〔5番 大賀孝訓議員登壇〕

○5番 大賀孝訓議員 認定第1号 令和元年度呂楽町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

自主財源である町税は、前年度より2億3,363万円の増額となり、歳入総額に占める割合は昨年度より2.5%増加の44.7%となっています。そのほかに幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、令和元年度に限り、子ども・子育て支援臨時交付金が6,366万円交付されております。また、地方消費税交付金や自動車取得税交付金等が減少しましたが、歳入においては前年度決算と比較して1,501万円の増となっております。歳出総額の執行率は、前年度を3.8%下回る93.6%になっており、国の補助事業の採択時期などの問題がありますが、年度内に事業を完了できるよう効率的な事業執

行の努力が求められます。

主な事業の成果としては、少子化対策では子育てを地域で支援するファミリー・サポート・センターの取組や、国の幼児教育無償化に対応して、町独自の対策として3歳から5歳児の給食費無料化を実施するなど、また生活基盤の整備では、道路新設改良工事として国庫補助金を活用しながら町道幹線26号線の歩道設置による交通環境の改善、また施設についても、町立集会所の外部改修や町立図書館の空調設備改修を行うなど施設の利用環境の改善を図っております。教育関係では、中学校2校の屋内運動場のバスケットゴールの改修や、老朽化した物置の解体撤去を行いました。高島小学校西校舎のトイレ改修事業も実施されるなど、教育環境の改善が行われております。財政面では、実質公債費比率は前年と同じ6.7%であり、早期健全化基準の25.0%に対して大きく下回っており、健全な財政が維持されております。また、経常収支比率が昨年度の93.3%から3.5%下がり89.9%となり、財政構造の自由度が向上しております。

以上のように堅実な財政運営が行われており、今後もコロナ対策も加わり行政運営を取り巻く環境は複雑さを増してまいります。少子高齢化と人口減少に対応した施策に加え、町民が夢や希望をもって暮らせる町づくりを目指し、さらなる行政運営の効率化と行政サービス充実に努力されるようお願いし、賛成討論といたします。

○神谷長平議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第1号 令和元年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第2 認定第2号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について

○神谷長平議長 日程第2、認定第2号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。



これより討論に入ります。討論ありませんか。

瀬山登議員。

〔6番 瀬山 登議員登壇〕

- 6番 瀬山 登議員 認定第2号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的に、被保険者の疾病、出産及び死亡などに関し必要な保険給付を行う医療保険制度で、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域医療の確保や町民の健康保持増進に大きく貢献をしております。本町における令和元年度末の加入者世帯は4,035世帯あり、総世帯数に占める加入率は39.1%となっております。被保険者数は6,755人で、総人口に占める加入率は25.7%となっております。令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計ですが、歳入のうち国民健康保険税は前年度に比べ6.2%の減となっております。一方、歳出のうち歳出総額の67.4%を占める保険給付費は前年度比0.7%の増となっております。また、収支差引額から歳入の繰越金を差し引いた単年度収支においては約1,671万円のプラスとなっておりますが、国民健康保険財政は依然として厳しい状況にあります。今後も特定健診や保健指導など、医療費削減に向けた保健事業の充実や健康増進対策を行い、一層の国民健康保険財政の健全化を図り、持続可能な国民健康保険制度となるよう期待して、本認定に賛成いたします。

- 神谷長平議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第2号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

- 神谷長平議長 起立多数。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第3 認定第3号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 神谷長平議長 日程第3、認定第3号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第3号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第4 認定第4号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

○神谷長平議長 日程第4、認定第4号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小沢泰治議員。

〔12番 小沢泰治議員登壇〕

○12番 小沢泰治議員 認定第4号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

全国的に高齢化が進む中、邑楽町においても令和元年度末の高齢化率は31.5%です。速いスピードで確実に上昇しています。要介護高齢者、認知症高齢者、独り暮らし高齢者などが着実に増える中で、介護保険制度は住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための介護や生活支援などのサービスを受けることができる非常に重要な制度であります。令和元年度は、第7期介護保険事業計画の中間年度であります。地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保が大きな方向性として示されています。事業の健全な運営の継続を図るとともに、制度の維持・発展のため、より利用者等のニーズに合った介護サービスの提供を続け、地域支援事業における介護予防

・日常生活支援総合事業や、今後ますます重要となる包括的な支援事業での在宅医療、介護連携推進の取組、邑助けネットワークに代表される生活支援体制整備事業など、それぞれ取組についてさらなる推進と充実を要望し、本認定に賛成いたします。

○神谷長平議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第4号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第5 認定第5号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○神谷長平議長 日程第5、認定第5号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

原義裕議員。

〔9番 原 義裕議員登壇〕

○9番 原 義裕議員 認定第5号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての賛成討論を行います。

令和元年度末の供用開始区域は162ヘクタールであり、公共下水道に対する関係者のご理解の下、水洗化率も7割以上と順調に推移しております。人口減少などにより厳しい財政状況下ではありますが、さらなる排水接続人口の推進を図り、継続的な事業運営、効率的な事業計画及び執行により、公共用水域の保全と町民の生活環境の向上を図ることを要望し、本認定に賛成します。

○神谷長平議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第5号 令和元年度呂楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第6 認定第6号 令和元年度呂楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

○神谷長平議長 日程第6、認定第6号 令和元年度呂楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第6号 令和元年度呂楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○神谷長平議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日18日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

[午前 11時09分 散会]